

議案第 5 7 号

愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について

愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、原子爆弾被爆者健康管理手当の額を改定するため必要があるからである。

愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部を
改正する条例

愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例（平成17年愛西市
条例第110号）の一部を次のように改正する。

第4条中「5,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、令和8年4月以後の月分の原子爆弾被爆者健
康管理手当の額について適用し、同年3月以前の月分の原子爆弾被爆者健
康管理手当の額については、なお従前の例による。